

令和2年4月30日



担当課	産業政策課
担当者	入山、高垣
電話	(073) 435-1040
内線	3017

## テナント賃料に関する不動産関係団体への要望について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、飲食業をはじめとする事業者の中には、収入が著しく減少し、入居する賃貸用ビル等の賃料の支払いが困難となる事案が発生しています。

これを受け、賃貸用ビルの所有者に対し、以下の内容について和歌山市として要望を行います。

### 1 要望内容

次の点に関する各協会会員事業者に対する周知

- (1) 賃料支払いの猶予や減額を行う事業者に対する**固定資産税の猶予や減免**、損金扱い等の各種措置の内容
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により賃料の支払いが困難なテナントに対する賃料支払いの猶予や減額などの配慮

### 2 日時及び場所

- (1) 公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会（和歌山市太田143番地の3）  
令和2年5月1日（金）10時00分から
- (2) 公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部（和歌山市太田二丁目6番12-102）  
令和2年5月1日（金）10時30分から

3 訪問者 和歌山市長 尾花 正啓